

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年 6 月13日

【会社名】 株式会社電通

【英訳名】 DENTSU INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 石井直

【本店の所在の場所】 東京都港区東新橋一丁目 8 番 1 号

【電話番号】 03(6216)8013

【事務連絡者氏名】 経理部長 三宅大

【最寄りの連絡場所】 東京都港区東新橋一丁目 8 番 1 号

【電話番号】 03(6216)8013

【事務連絡者氏名】 経理部長 三宅大

【縦覧に供する場所】 株式会社電通 関西支社
(大阪市北区堂島二丁目 4 番 5 号)
株式会社電通 中部支社
(名古屋市中区栄四丁目16番36号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、平成26年6月13日開催の取締役会の決議において、会社法第236条、第238条および第240条に基づき、当社マネジメント職に対して発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすることにつき決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

イ 銘柄 株式会社電通 平成26年度募集新株予約権（業績条件付有償ストック・オプション）

ロ 新株予約権の内容

（1）発行数

19,810個（新株予約権1個につき100株）

ただし、上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する本新株予約権の総数とする。

（2）発行価格

本新株予約権1個あたりの発行価格は、3,200円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（以下、「ブルータス」という。）が、算出した結果を参考に決定したものである。また、ブルータスは、本新株予約権の発行を当社取締役会で決議した平成26年6月13日の前日の東京証券取引所における当社株価の終値4,195円/株、株価変動性34.38%、配当利回り0.79%、無リスク利率0.305%や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額4,195円/株、満期までの期間6.8年、業績条件）に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって本新株予約権の価値を算出したものである。

（3）発行価額の総額

8,373,687,000円

（4）新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類および数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で、付与株式数を調整することができるものとする。

ただし、以上の調整は、本新株予約権のうち、当該調整の時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

（5）新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、出資すべき1株当たりの金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金4,195円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行および自己株式の処分の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で、行使価額を調整することができるものとする。

(6) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成30年6月1日から平成33年5月31日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社が中期経営計画「Dentsu 2017 and Beyond」に掲げる業績目標に準じて設定された以下に掲げる条件を達成した場合にのみ、当該新株予約権者に割り当てられた本新株予約権を上記2.(6)の期間において行使することができる。

また、業績条件の判定においては、当社の決算短信に記載された下記()の事業年度にかかる連結損益計算書を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき財務数値の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。

() 業績条件の数値（次の数値をいう。）の基準年度 : 平成29年度

() 連結売上総利益 : 7,200億円以上

() のれん等償却前オペレーティング・マージン 1 : 20%以上

1 のれん等償却前オペレーティング・マージン = のれん等償却前営業利益 ÷ 売上総利益

2 のれん等償却前営業利益 : 買収によって生じるのれん等の償却額を排除して算出される営業利益

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することになる場合、新株予約権者は、当該本新株予約権を行使することはできない。

新株予約権者は、本新株予約権を5個単位でのみ行使することができる。

その他の権利行使の条件は、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使によって株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使によって株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記の定めにより増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

八 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数およびその内訳

当社マネジメント職 1,981名 19,810個(1,981,000株)

二 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

該当事項はありません。

ホ 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

取決めの内容は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

以上